

議会議案第12号

都市再生機構賃貸住宅（旧公団住宅）を公共住宅として継続し、
居住者の居住の安定を求めることに関する意見書の提出について

独立行政法人都市再生機構賃貸住宅(旧公団住宅)を公共住宅として継続し、
居住者の居住の安定を求めることに関し、次のとおり意見書を提出する。

平成24年3月7日提出

提出者 鎌倉市議会建設常任委員長
石川 寿美

都市再生機構賃貸住宅（旧公団住宅）を公共住宅として継続し、
居住者の居住の安定を求めることに関する意見書

本年1月20日に閣議決定された「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」では、独立行政法人都市再生機構について、地方都市を含めた高齢化・人口減少社会への対応など本法人の役割の変化に伴い、持続可能なまちづくりを効率的かつ的確に実施できるよう、業務の見直しとあわせ分割・再編しスリム化することを検討するとともに、賃貸住宅の居住者の居住の安定の維持等の必要性を十分踏まえ、国民負担が増加しないよう留意しつつ、可能な部分について全額政府出資の特殊会社化を検討し、本年夏までに結論を得るとしている。

しかしながら、都市再生機構賃貸住宅は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、いわゆる住宅セーフティーネット法において、公的賃貸住宅と位置づけられ、高齢者や子育て家庭等の居住の安定という住宅のセーフティーネットとしての役割のもと、半世紀以上にわたり継承されてきた、我が国におけるかけがえのない公共住宅である。

本市の都市再生機構賃貸住宅においても、居住者の自治会活動が結実して良好な地域コミュニティが形成され、高齢者世帯にとっての定住の場、次世代を担う子育て世帯にとっての安全・安心な居住の場となっているとともに、地域防災拠点としての役割をも果たすようになってきている。

よって、政府におかれては、都市再生機構を特殊会社とせず、当該賃貸住宅について、今後とも政府が直接関与する公共住宅として継続することで、居住者の居住の安定の維持を図るとともに、民間と公共住宅の別なく最低限度の居住保障に関する住宅政策を確立するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月7日

鎌 倉 市 議 会